

別表第6 排水基準（第16条関係）

平成12年12月22日 一部改正
 平成18年12月8日 一部改正
 平成26年2月21日 一部改正
 令和7年4月1日 一部改正

1 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき 0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1・2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1・1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.2ミリグラム
シス-1・2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.4ミリグラム
1・1・1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1・1・2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム

1・3－ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき 0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.1ミリグラム
ほう素及び化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム
弗素及び化合物	1リットルにつき弗素 8ミリグラム
一・四－ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム

備考

- この表に掲げる許容限度は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと」とは、前号の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 その他の汚染状態に係る排水基準

項 目	許 容 限 度	
	新 設 事 業 場	既 設 事 業 場
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）	160（日間平均120）
生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	25（日間平均20）	70（日間平均50）
水素イオン濃度（水素指数）	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	90（日間平均70）	100（日間平均80）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	30	30

フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5	5
銅含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	3	3
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2	2
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10	10
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2	2
大腸菌数 (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均 800	日間平均 800
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	120 (日間平均60)	120 (日間平均60)
燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	16 (日間平均 8)	16 (日間平均 8)

備考

- 1 この表に掲げる許容限度は、排水基準を定める省令第2条に規定する環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「新設事業場」とは次に掲げるものをいい、「既設事業場」とはそれ以外のものをいう。
 - (1) 大和川水域（大和川及びこれに流入する公共用水域をいう。）に排出水を排出する汚水等排出事業場であって、昭和47年1月1日以後に新たに設置されたもの（同日において既に着工されていたものを除く。）をいう。
 - (2) その他の水域に排出水を排出する汚水等排出事業場であって、平成2年4月1日以後に新たに設置されたもの（同日において既に着工されていたものを除く。）をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる許容限度は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である汚水等排出事業場に係る排出水について適用する。ただし、歴史的風土保存区域又は風致地区内の新設事業場に係る排出水については、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上である場合についても、適用する。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素及び燐についての排水基準は、排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づき環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。